



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則…(総務局人事部調査課)…一
- 東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則…(東京消防庁企画調整部企画課)…二
- 新たに生じた土地の確認(大田区) ……(総務局行政部政課)…四
- 市街地再開発組合の解散認可 ……(都市整備局市街地整備部再開発課)…六
- 建築基準法による意見の聴取 ……(都市整備局市街地建築部調整課)…六
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定 ……(都市整備局市街地建築部建築企画課)…六
- 都営住宅の廃止 ……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)…七
- 都営住宅の使用料の変更 ……(同)…七
- 都営住宅の名称、位置、使用料等 ……(同)…二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更 ……(同)…二
- 都営住宅の駐車場の廃止 ……(同)…三
- 都営住宅の駐車場の区画数変更 ……(同)…三
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数 ……(同)…三
- 平成二十八年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等 ……(産業労働局農林水産部水産課)…三
- 平成二十八年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業認可の申請期間 ……(同)…三

等

公 告

- 保安林の指定解除予定 ……(産業労働局農林水産部森林課)…三
- 保安林の指定施設要件の変更予定 ……(同)…三
- 港湾施設の変更 ……(港湾局港湾経営部経営課)…四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…四
- 東京体育館の休館日の変更 ……(同)…五
- 東京体育館の開場時間の変更 ……(同)…五
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日 ……(同)…六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更 ……(同)…六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更 ……(同)…六
- 東京武道館の休館日の変更 ……(同)…七
- 東京武道館の開場時間の変更 ……(同)…七
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更 ……(同)…七
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更 ……(同)…七
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日 ……(同)…七
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更 ……(同)…七
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更 ……(同)…八
- 建設業者に関する告示 ……(都市整備局市街地建築部建設業課)…八
- 開発行為に関する工事を完了 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…九
- 都立海上公園有料施設の休場日の変更 ……(港湾局臨海開発部海上公園課)…九

規 則

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十六号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則(昭和三十八年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「指揮隊又は飛行隊」を「又は指揮隊」に改める。

第十条第一項中「指揮隊及び飛行隊」を「及び指揮隊」に改め、同条第八項中「隊」を削る。

第十二条第一項の表中「二六人」を「二七人」に、「一七、四二六人」を「一七、四二五人」に改める。

第十三条第十項中「航空隊長」を削る。

附則

この規則は、平成二十八年一月六日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条第十項の改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十七号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

東京消防庁消防吏員服制(平成三年東京都規則第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六飛行衣の項を次のように改める。

飛行衣		地質
標識	製式	
左胸部に「東京消防庁」と白色で標示する。	襟は、折り襟とし、前面にファスナを付け、前面左右に各一個、左上腕部に一個のポケットを付ける。 背部には肩名標示をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO FIRE DEPT.」と銀色で併記する。	黒色の合成繊維の織物とする。

別表第六飛行服の項を次のように改める。

飛行服													
整備士用						操縦士用							
バンド	ズボン		上衣			バンド	ズボン		上衣				
製式	製式	地質	階級章	標識	製式	地質	製式	製式	地質	階級章	標識	製式	地質
操縦士用バンドと同様とする。	長ズボンとし、両もも側面に各一個のポケットを付ける。	操縦士用ズボンと同様とする。	操縦士用上衣と同様とする。	左胸部ポケットの上に「東京消防庁」と空色で標示する。	操縦士用上衣と同様とする。	操縦士用上衣と同様とする。	長ズボンとし、もも及び左右ひざ下外側に各一個のポケットを付ける。	オレンジ色の合成繊維とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。バックルは、金属製とし、中央に消防章を付ける。	冬服上衣と同様とし、右胸部のポケット上部に付ける。	階級章	標識	左胸部ポケットの上に「東京消防庁」と空色で標示し、その上に操縦き章を付ける。	オレンジ色の合成繊維の織物とする。

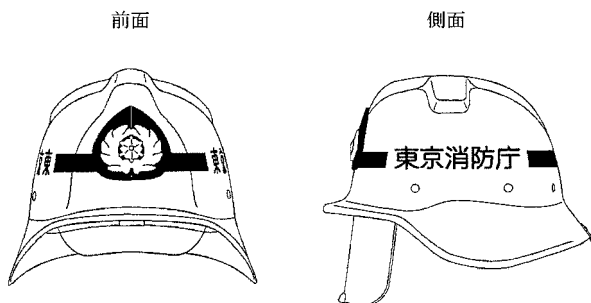
別表第六マフラーの項を削り、同表防寒衣の一部の項を次のように改める。

地質
襟はスタンドカラーとし、そでは総裏とし、身ごろ裏はキルティング縫い付けとする。

別図中(32)を次のように改める。

(23)

防火帽帽体



別図中(23)を次のように改める。

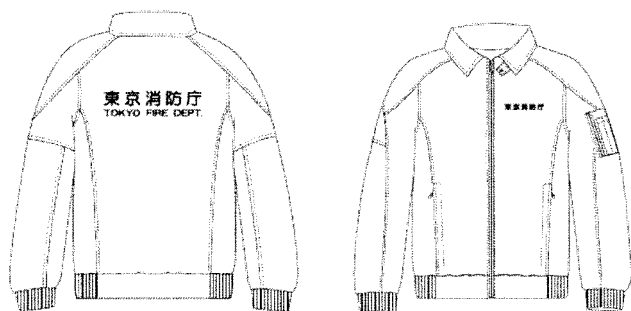
一般用	
標識	製式
左胸部に「東京消防庁」と白色で標識する。	<p>前面はファスナ及びマジックファスナ併用型の前開きとし、すそひもを入れ、両腰部及び両胸部にポケットを付け、左腕上部にペンポケットを付ける。</p> <p>フードが取り付けられており、襟に収納できるものとする。</p> <p>背部には庁名標識をするものとし、上段に「東京消防庁」と、下段に「TOKYO FIRE DEPT.」と銀色で併記する。</p>

(34)

飛行衣

後面

前面



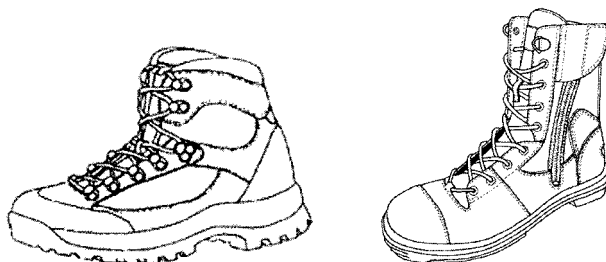
別図中(34)及び(35)を次のように改める。

(32)

作業靴

登山靴

編上靴



(36)

飛行服(整備士用)

上衣

前面

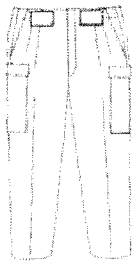


後面

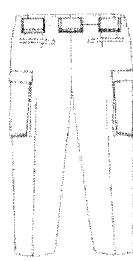


ズボン

前面



後面

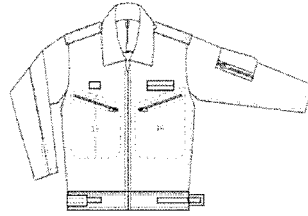


(35)

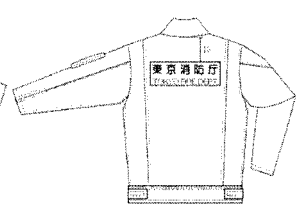
飛行服(操縦士用)

上衣

前面

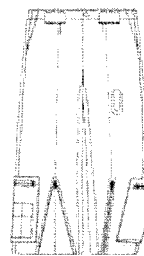


後面

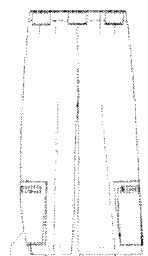


ズボン

前面



後面

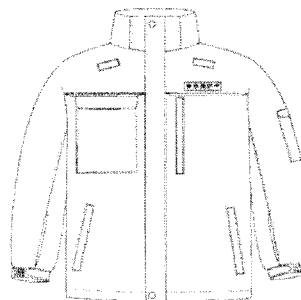


別図中(37)を削り、(36)を(37)とし、(35)の次に次のように加える。

(38)

防寒衣(一般用)

前面



後面



別図中(39)を(40)とし、(38)を(39)とし、(37)の次に次のように加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京消防庁消防吏員服制の規定による男性消防吏員服制、女性消防吏員服制及び消防吏員救助服服制中の編上靴、消防吏員防火被服服制中の防火帽、消防吏員飛行服服制中の飛行衣及び飛行服並びに消防吏員防寒衣服制中の防寒衣一般用については、当分の間、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千四百六十一号

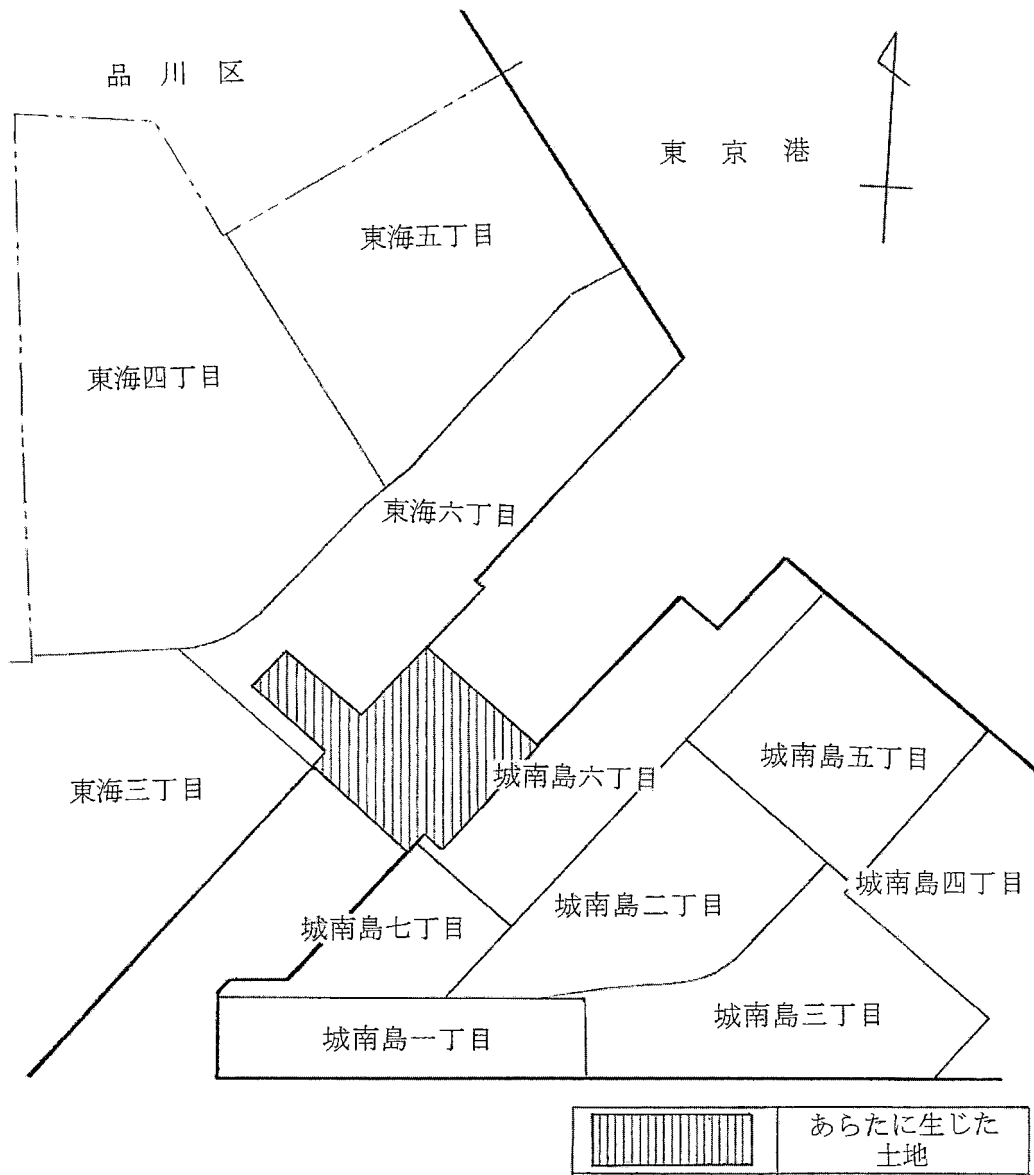
大田区長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、平成二十七年九月二十五日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。


平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 所在 大田区東海六丁目三番、東海三丁目三番、城南島六丁目一番及び城南島七丁目一番の地先公有水面

二 面積 一二四、二二三・六九平方メートル



	あらたに生じた土地
--------------------------------------------------------------------------------------	-----------

所 在 大田区東海六丁目三番、東海三丁目三番、城南島六丁目一番及び城南島七丁目一番の地先

面 積 124, 213. 69 平方メートル

●東京都告示第千四百六十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき三河島駅前南地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第千四百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第五項ただし書及び第六項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十七年十月八日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号

電話〇三(五三八八)三三三三

四 公聴会を行う理由 次の建築許可ををするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都交通局ほか一名
建築敷地 江戸川区中葛西四丁目九番一ほか
地域地区 第一種住居地域、準工業地域、防火地域、準防火地域及び第三種高度地区
等 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 バス営業所、共同住宅、保育所及び自動車庫
及び用途 バス整備場、バス営業所、自転車駐車場、給油取扱所、油庫、ごみ置場及び廃棄物置場

敷地面積 約一五、二一六平方メートル 増減なし

建築面積 約三、八〇七平方メートル(合計約四、七〇七平方メートル)

延べ面積 約一九、一六五平方メートル(合計約二〇、七三〇平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造ほか
地上十階ほか

高さ 三一・五八メートル 一六・九五メートル
ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

(二)

建築主住 港区六本木三丁目二番
所氏名 六本木三丁目東地区市街地再開発組合

建築敷地 港区六本木三丁目十二番四十一ほか
地域地区 第二種住居地域、商業地域、防火地域及び六本木三丁目東地区地区計画
等 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 変電所
及び用途 増築
共同住宅、自動車庫、事務所、テレビスタジオ、集会場、飲食店及び物販店舗

敷地面積 約一七、三七二平方メートル 増減なし

建築面積 約五二二平方メートル 約九、四一四平方メートル(合計約九、九三五平方メートル)

延べ面積 約八一〇平方メートル 約二〇六、九三七平方メートル(合計約二〇七、七四七平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造ほか
地上一階地下二階 地上四十階地下五階

高さ 五・九九メートル 二四八・四一メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第千四百六十四号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

指定する区域

区市

豊島区

要町三丁目、千早三丁目、千早四丁目、長崎六丁目、南長崎一丁目、南長崎二丁目、南長崎三丁目、南長崎四丁目、南長崎五丁目、南長崎六丁目、雑司が谷一丁目及び雑司が谷二丁目各地内

附 則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

●東京都告示第千四百六十五号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

牡丹町アパート
(3号棟)

江東区牡丹二丁目二番

中層耐火 三二・六平方メートル

二四戸

王子本町アパート
(1、2、3号棟)

北区王子本町三丁目二番

同右 三一・九平方メートル

一一〇戸

浮間三丁目アパート
(12号棟)

北区浮間三丁目四番

同右 三六・七平方メートル

三〇戸

●東京都告示第千四百六十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年十月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,600
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,400	158,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	34,000	70,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	42,100	78,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	41,500	78,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	35,300	78,900
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,700	151,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	41.9	1	35,600	77,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2	41.3	1	35,700	78,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,600	75,900
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,800	60,000
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	2	33,400	64,700
一般都営	中層耐火	文花一丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-5	37.0	1	25,200	44,300
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,900	51,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,500	75,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,700	38,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	2	28,000	44,700
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,500	47,700
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(8号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,500	47,700
一般都営	中層耐火	東砂七丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂7-16	51.0	1	42,500	68,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	2	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂2-12	34.4	2	27,600	43,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,400
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート(7号棟)	品川区東品川1-8	55.9	1	50,600	100,100
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	93,800
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(11号棟)	大田区南蒲田11-17	42.3	1	34,600	60,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口112-21	36.5	2	28,900	40,600
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(3号棟)	大田区東糀谷6-9	36.4	1	28,600	34,300
一般都営	中層耐火	東糀谷六丁目アパート(5号棟)	大田区東糀谷6-9	39.0	1	30,500	34,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	3	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	67,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,200	87,100
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(3号棟)	世田谷区梅丘1-35	41.9	1	35,300	71,200
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート(1号棟)	世田谷区玉川台2-6	59.6	1	51,500	111,700
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(1号棟)	世田谷区新町2-23	59.6	1	51,300	106,900
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,700	66,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	38.7	1	33,500	51,500
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,900	81,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	78,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	78,300
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(1号棟)	中野区南台4-41	51.0	1	39,100	85,000
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	39,100	84,900
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西6-3	43.9	1	35,000	54,500
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	49,200	89,700
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(3号棟)	北区王子本町3-9	33.4	1	25,700	47,400
一般都営	中層耐火	田端新町二丁目アパート(6号棟)	北区田端新町1-17	35.5	1	27,300	45,600
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(4号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(7号棟)	北区滝野川3-68	39.0	2	30,700	49,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,700	49,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(1号棟)	北区滝野川3-75	37.3	3	29,800	55,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	1	28,300	43,400
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	32,300	52,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100	41,100

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え、 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	8	31,900	47,800
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,400	56,200
一般都営	中層耐火	前野町四丁目第2アパート(3号棟)	板橋区前野町4-36	42.3	1	32,200	46,500
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	71,000
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-64	39.0	1	29,400	59,900
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート(3号棟)	練馬区早宮3-39	55.9	1	43,900	84,500
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(4号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	49,400	98,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(1号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	48,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(17号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(29号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(30号棟)	練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(41号棟)	練馬区石神井町1-1	37.3	1	27,500	54,300
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,700	65,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	25,000	40,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,800	48,700
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,400	84,300
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(2号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	30,300	48,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(13号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	宮城アパート(2号棟)	足立区宮城1-6	32.6	1	21,700	31,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(4号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(1号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(3号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(7号棟)	足立区竹の塚7-14	37.3	1	25,600	44,300
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(8号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,300	27,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え、 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,800	36,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	33,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(2号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	42,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	45,100
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,900	44,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(15号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	38,200
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)	足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,800	35,700
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(11号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(12号棟)	足立区舎人6-13	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(13号棟)	足立区舎人6-13	51.0	2	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(15号棟)	足立区舎人6-9	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	2	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)	葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,900	67,000
一般都営	中層耐火	お花茶屋三丁目アパート(5号棟)	葛飾区お花茶屋3-16	61.5	1	47,100	90,100
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	63,800
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート(13号棟)	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,700	69,400
一般都営	中層耐火	北小岩一丁目アパート(5号棟)	江戸川区北小岩1-14	55.9	2	44,500	81,800
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900	39,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900	40,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	45,400
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(12号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,600	55,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	50,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	1	30,500	58,100
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)	立川市羽衣町1-5	55.9	1	33,700	73,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武蔵野市境5-15	48.1	1	36,900	76,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,500	74,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(8号棟)	三鷹市上連雀9-38	62.1	1	46,200	93,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,600	59,500
一般都営	中層耐火	野崎アパート(3号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	36,300	65,000

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,500	73,600
一般都営	中層耐火	府中朝日町二丁目アパート(7号棟)	府中市朝日町2-3	63.2	1	43,100	95,400
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(4号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,800	88,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)	調布市富士見町4-14	62.1	1	38,200	88,800
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(1号棟)	調布市柴崎1-7	62.1	1	38,900	97,200
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(1号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	37,000	89,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(4号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	37,000	89,900
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(1号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	38,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	70,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(4号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,600	77,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,900	63,400
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート(2号棟)	小金井市東町4-30	62.1	2	40,500	96,900
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(1号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,300	75,700
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	32,800
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	32,800
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(2号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,400	79,200
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	31,100	64,900
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(7号棟)	国立市北3-25	42.3	1	24,500	54,600
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(1号棟)	国立市西3-8	55.9	1	33,700	81,400
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,300	78,100
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,900	85,900
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町1-7	56.8	1	35,200	78,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(8号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	2	18,100	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(4号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,100	66,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	32,100	65,900
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート(1号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	74,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	32,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地(3-1-2号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-1-8号棟)	多摩市和田3-1	37.3	1	17,500	33,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-3号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	2	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(9号棟)	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	71,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(10号棟)	多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	73,300

●東京都告示第千四百六十七号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛添 要一

名称 位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

久我山一丁目第2アパート(10号棟)

杉並区久我山一丁目八番

中層耐火 三四・六平方メートル

二四戸

三〇、三〇〇円

七七、〇〇〇円

同右

同右 四〇・四平方メートル

一六戸

三五、四〇〇円

八九、九〇〇円

同右

同右 四七・八平方メートル

四戸

四一、九〇〇円

一〇六、六〇〇円

同右

同右 五七・一平方メートル

同右

五〇、一〇〇円

一二七、〇〇〇円

西新井本町四丁目アパート(2号棟)

足立区西新井本町四丁目二番

同右 三四・六平方メートル

六〇戸

二八、三〇〇円

六四、二〇〇円

同右

同右 四〇・四平方メートル

三〇戸

三三、〇〇〇円

七五、〇〇〇円

同右

同右 四七・八平方メートル

五戸

三九、一〇〇円

八八、九〇〇円

同右

同右 五七・一平方メートル

同右

四六、七〇〇円

一〇六、〇〇〇円

扇三丁目第2アパート(14号棟)

足立区扇三丁目二十四番

高層耐火 三四・六平方メートル

一五戸

二八、二〇〇円

六四、四〇〇円

同右

中層耐火 同右

四戸

同右

同右

同右

高層耐火 四〇・四平方メートル

一五戸

三三、〇〇〇円

七五、二〇〇円

同右

中層耐火 同右

四戸

同右

同右

同右

高層耐火 四七・四平方メートル

五戸

三八、七〇〇円

八八、三〇〇円

同右

同右 五七・一平方メートル

一〇戸

四六、六〇〇円

一〇六、三〇〇円

●東京都告示第千四百六十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一

条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年十月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛添 要一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	50.0	1	36,900
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(5号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,800
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(13号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	28,900
改良	中層耐火	西巣鴨二丁目アパート(24-1号棟)	豊島区西巣鴨2-24	36.2	1	28,700
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,400
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千四百六十九号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩添 要一

名 称	位 置	区画数
高砂アパート駐車場	葛飾区高砂四丁目二	一七区画
	番	

●東京都告示第千四百七十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩添 要一

名 称	位 置	区画数
桜上水五丁目アパート	世田谷区桜上水五丁	四二区画
駐車場	目三番	
扇三丁目第2アパート	足立区扇三丁目二十	二二区画
駐車場	四番	
矢川北アパート駐車場	国立市富士見台四丁	七区画
	目十七番	

●東京都告示第千四百七十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩添 要一

名 称	位 置	区画数
千石一丁目アパート駐	江東区千石一丁目九	一五区画
車場	番	
西新井本町四丁目アパ	足立区西新井本町四	一〇区画
ート駐車場	丁目二十七番	

●東京都告示第千四百七十二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年における火光利用さば漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩添 要一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十七年十月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
四十隻

●東京都告示第千四百七十三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業

の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年十月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所

小笠原村父島字境浦（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上恩方町四三〇七番、四三〇八番一から五まで、あきる野市乙津字大沢一五三〇番、一五三三番、一五三三番、一五四一番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市乙津字夕日平二五六一番・二五六三番・二五六六番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

、二五六四番、同市養沢字宝沢四四六番、四四七番・字向養沢一二五番イ（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

、青梅市二俣尾一丁目七五番、八七番一、八八番、同市柚木町三丁目七五番一・同市成木七丁目一六八〇番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

、一六八四番、同市梅郷一丁目一八九六番・一八九七番・一八九九番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

、同市畑中一丁目一四四番一及び二、西多摩郡奥多摩町留浦字燧岩一〇四一番八及び、同番七、字小指一〇四二番四、八王子市長沼町五四二番

・五四四番・五五三番イ・同市南浅川町二六一八番・三二五一番・三二五二番・三二五七番・同市上恩方町四〇

二五番・四〇二六番・四〇三一一番一・四〇三二番・同市上川町二八番・三〇番（以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。）

、西多摩郡檜原村字南郷五九六四番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

あきる野市養沢字宝沢四四六番（次の図に示す部分に限る。）

、八王子市長沼町五四二番・五四四番

・五五三番イ・同市南浅川町二六一八番・三二五一番・三二五二番・三二五七番・同市上恩方町四〇二

五番・四〇二六番・四〇三一一番一・四〇三二番・同

市上川町二八番・三〇番（以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。）

、西多摩郡檜原村字南郷五九六四番（次の図に示す部分に限る。）

、西多摩郡檜原村字南郷五九六四番（次の図に示す部分に限る。）

市上川町二八番・三〇番(以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。)、青梅市梅郷一丁目一八九六番・一八九七番・一八九九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市畑中一丁目一四四番一及び二、西多摩郡檜原村字南郷五九六四番(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町白丸字東山二三番、二六番一、三五番一、同町日原字平石二〇番一、同郡檜原村字三都郷七七〇番イ、あきる野市養沢字海入道二九五番(次の図に示す部分に限る。)、二九二番一、二九三番、同市乙津字下軍道一九五九番

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第四百七十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。
平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	名称	規 模	所在地	変更年
港湾施設用地	中央防波堤外側地区	二四一・四八〇・一五平方メートル	江東区青海三丁目地先	平成二十七年十月一日
港湾施設用地	メートル	メートル		

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五

条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年九月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自然環境復元協会

三 代表者の氏名

加藤 正之

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目三番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全及び復元、物質資源の再生や循環、環境理解と教育の促進等の分野において、会員及び広く市民とともに、調査研究、社会啓発、人材育成、支援活動等を通して、自然との共生、持続ある循環型社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立の家

<p>三 代表者の氏名 宮坂 知孝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区豪徳寺一丁目四十一番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、居宅介護事業、グループホーム事業、自立生活支援事業等とおして、障害の程度にかかわらず、誰もが胸を張り、安心して生きられる地域社会の創造を目指し、自立と社会参加への支援をおこなうことで、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かものはしプロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 青木 健太</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目二十三番五号 長谷部第一ビル四〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、世界中の子どもや若者達に対して、強制的な商業的性的搾取を中心とした児童労働、人身売買の被害にあうことを防止するための事業を持続的かつ発展的に行い、より多くの子どもや若者達が未来への希望を持って生きられる世界を実現させることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本臨床美術協会</p> <p>三 代表者の氏名 渡辺 信英</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目一番 O C Cビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、臨床美術士の育成と社会的地位の確立を目指すとともに、臨床美術の専門知識と高度な技術の向上と普及を支援し、高齢者に対する認知症予防及び改善のための事業、子供の豊かな感性を育むための事業及び介護実務者などを対象とした研修事業を行うことにより健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月三十日</p> <p>二 東京体育館の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の休館日を次のように変更する。 平成二十七年九月三十日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 施設名及び期日 (一) メインアリーナ 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十日、同年十二月二十一日及び同月二十</p>
<p>一 施設名 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム</p> <p>二 期日 平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの</p>	<p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。 東京体育館の開場時間の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の開場時間を次のように変更する。 平成二十七年九月三十日 東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(二) サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(三) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p>
<p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(二) サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(三) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p>	<p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(二) サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(三) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p>	<p>八日から同月三十一日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(二) サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p> <p>(三) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム 臨時開館 平成二十七年十月十九日、同年十一月十六日、同年十二月二十一日及び同月二十八日から同月三十日まで</p> <p>臨時休館 平成二十七年十月十三日、同月十四日、同月十九日及び同月二十日</p>

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十七年十月五日、同月十九日、同月二十六日、

同年十一月二日、同月九日、同月十六日、同月二十四

日、同月三十日、同年十二月七日、同月十四日及び同

月二十一日

(二) 第一球技場

平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日まで

(三) 第二球技場、補助競技場、軟式野球場及び硬式野球場

平成二十七年十月五日、同月十九日、同年十一月二

日、同月十六日、同年十二月七日及び同月二十一日

(四) テニスコート

平成二十七年十月五日、同月十九日、同年十一月二

日、同月十六日、同年十二月七日、同月二十一日及び

同月三十一日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の

変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成二十七年十二月二十八日から同月三

十一日まで

(二) 体育館

臨時開館 平成二十七年十二月二十八日から同月三

十日まで

臨時休館 平成二十七年十月五日及び同年十二月七

(三) 屋内球技場及び弓道場

臨時休館 平成二十七年十月一日から同年十二月三

十一日まで

(四) トレーニングルーム、第二球技場、テニスコート、

硬式野球場及び軟式野球場

臨時開館 平成二十七年十二月二十八日から同月三

十日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間

の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成二十七年十月二十六日、同年十一月九日、同月

二十四日、同月三十日、同年十二月十四日及び同月二

十八日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成二十七年十月二十六日、同年十一月九日、同月

二十四日、同月三十日、同年十二月十四日及び同月二

十八日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) 硬式野球場

ア 平成二十七年十月二十六日

午後零時三十分から午後九時まで

イ 平成二十七年十一月九日、同月二十四日、同月三十日、同年十二月十四日及び同月二十八日

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(四) トレーニングルーム

ア 平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

午前九時から午後九時三十分まで

イ 平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日まで

での(一四)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十七年十月十九日及び同年十二月二十八日から同月三十日まで

臨時休館 平成二十七年十月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十七年十二月二十一日及び同月三十

日

臨時休館 平成二十七年十一月十七日から同月二十二日まで及び同年十二月十四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、有明テニスの森公園テニス施設を次のように休館する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 期日

平成二十七年十二月二日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の
変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの)

ア 平成二十七年十月十七日及び同月二十四日

午前七時から午後十一時まで

イ 平成二十七年十月十八日、同月二十五日、同年十一月十四日、同月十五日、同月二十一日から同月二十三日まで、同月二十八日及び同月二十九日

午前七時から午後九時まで

ウ 平成二十七年十月十六日及び同月二十三日

午前九時から午後十一時まで

エ 平成二十七年十一月一日から同年十二月三十一日まで

までのうち(一)アからウまでの期日を除く開館日

午前九時から午後九時まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

ア 平成二十七年十月三日、同月四日、同月十日から

同月十二日まで、同月十七日、同月十八日、同月二十四日、同月二十五日及び同月三十一日

午前七時から午後五時まで

イ 平成二十七年十一月一日、同月三日、同月七日、同月八日、同月十四日、同月十五日、同月二十一日から同月二十三日まで、同月二十八日及び同月二十九日

午前七時から午後四時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。

平成二十七年九月三十日

一 期日

臨時開館 平成二十七年十一月三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年九月三十日

一 処分をした年月日

平成二十七年九月二十四日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社サン・フロンティア

江戸川区南篠崎町三丁目二十八番一号

松田 和彦

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工等を除く。)

(二) 期間

平成二十七年十月一日から同月二十二日までの二十日

四 処分の原因となった事実

株式会社サン・フロンティアは、東京都江戸川区内のビル新築工事において、建設業法第二十二條第一項に違反し、その請け負った工事を一括して他人に請け負わせた。

また本件工事において、建設業法第十六条第一号に違反し、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

平成二十七年九月三十日
東京都知事 外 添 要 一

これらのことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第四号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年九月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市高松町一丁目三百番一
の一部、同番六、同番九の一
部、三百六十七番五、同番八
の一部並びに泉町五百一番三、
九百三十五番一及び同番三十
の各一部 立川市栄町六丁目一番地
株式会社立飛ホールデン
グス 代表取締役 村山 正道

日野市日野台五丁目五番一及
び同番三 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

東京都立海上公園有料施設の休場日の変更についで

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第
二百四十二号）第十七条第一項ただし書の規定に基づき、
東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり変更する。
平成二十七年九月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 休場日を変更する有料施設

若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス
二 変更する休場日

変更前 平成二十七年十月十三日、同年十二月八日、
同月二十二日、平成二十八年三月八日及び同月二十九日
変更後 休場日としない。

三 理由
都民サービス向上のため

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001